

JECC 商品・サービス紹介 廃棄システムサービス

社会から求められる資源の再利用

2003年に「廃棄物処理法（廃棄物の処理および清掃に関する法律）」が改正され、廃棄物の処理に関する規定がより厳格になり、排出者の責任が重くなりました。

また、政府においても、環境と経済が両立した循環型社会を形成していくために必要な活動として「3R（スリーアール）活動」（図1）を展開しています。

このような背景の下、当社では、「廃棄物処理法」に則り、3R活動のポリシーの実現を図るべく、関係会社であるデジタルリユース（株）との提携を始めとして、全国の収集運搬業者、処分業者と業務委託契約を締結し、定期的な視察を行うなど、万全の管理体制の下、お客様より返還されたリース終了物件を適正に処理しています。また、リース終了物件を廃棄する際の manifests の発行・管理は、当社が責任を持って行います。

「廃棄システムサービス」の仕組みと当社の取り組み

当社がおもに取り扱うパソコンやサーバー、ディスプレイなどの情報機器は、リース契約が終了し、物件を引き取った後に検品を行い、リユース、リサイクルを行うか、廃棄処分にするか分別されます。現在当社では、リース契約が満了となる物件のうち、約7割の物件をリユースやリサイクルしています。

リユースは、パソコンのデータ消去、修理、部品交換などを経て中古市場に出して再販することで廃棄物の発

(図1) 3R（スリーアール）活動



生を抑制する取り組みです。リサイクルは、廃棄されるものから、鉄やアルミ、銅、希少金属などの素材を取り出し、市場に再循環させる取り組みです（図2）。

当社では、この「廃棄システムサービス」により、将来的にもこの「リユース」「リサイクル」の比率をさらに高められるよう、企業努力を続けてまいります。

お客様は処分費用も面倒な事務手続きも不要

リース終了物件は、自社でご購入された物件とは異なり、リース会社に物件を処分する責任があります。そのため、お客様には廃棄に関する面倒な手続きも、処分費用も必要ありません。リース終了物件を当社指定場所まで返還していただく費用はお客様のご負担となりますが、設置場所から当社指定場所までの返還費用をあらかじめリース料に含めて平準化することも可能です。

また、当社では、リース終了物件について、関係会社を通じて機器のデータを消去した上、適切な処理を行っております。そのため、情報漏えいを防ぐことができ、安心してご利用いただけます。

(注 データ消去の証明書の発行が必要な場合は有償となります。)

お問い合わせ先
株式会社 JECC 営業支援部 資産管理課
TEL : 03-3216-3692

(図2) JECC廃棄システムサービスの流れ

